

公告第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県北都市計画下水道事業阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）	福島県	福島市杉妻町二番一六号 福島県土木部都市総室下水道課	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

（下水道課）